

# (別紙3) 定期報告の報告内容・公表方法の変更

---

## 対象年度

令和元年度分として、令和2年6月末までに提出するものから対象  
(令和元年度分：平成31(2019)年4月～令和2年(2020)年3月実績)

# 定期報告の報告内容の変更点（【表6】関連：①市町村毎、②きのこ菌床）

## ①食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量について、「市町村毎」の記載が必要となります。

【表6】食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量

（変更前）都道府県毎の記載 → （変更後）都道府県・市町村毎の記載 となります。

※食品廃棄物等が発生した事業所又は再生利用を実施した施設が複数あり、所在市町村が異なる場合は、その所在市町村毎に、食品廃棄物等の発生量・再生利用の実施量を分けて記載いただくこととなります。

## ②「きのこ菌床」が新たに再生利用手法となり、都道府県・市町村毎の再生利用実施量が必要となります。

【表6】食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量

（変更前）再生利用手法として、「きのこ菌床」は項目立てなし

→ （変更後）新たに「きのこ菌床」が項目立てされ、都道府県・市町村毎の再生利用実施量の記載が必要 となります。

【表9】食品循環資源の再生利用等以外の実施量

（変更前）「きのこ菌床」への利用はこちら（表9）に記載

→ （変更後）「きのこ菌床」への利用はすべて【表6】に記載 となります。

表6 都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	市町村名	発生量 (t)	合計	再生利用の実施量 (t)							
					肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	炭過程を経る・還元剤	化学過程で製される燃料元	油脂・油脂製品	エタノール	メタン

① 市町村毎の発生量・再生利用実施量を記載してください

② きのこ菌床への再生利用は、表6に記載してください

# 定期報告の報告内容の変更点（【表14】関連：③項目追加）

## ③【表14】「判断の基準となるべき事項の遵守状況」の項目が変更・追加されます。

【表14】判断の基準となるべき事項の遵守状況：各項目について遵守状況（適／否／該当なし）を選択して回答

→（変更後）「食品廃棄物等の発生の抑制」について、3項目の内容を変更。1項目を新規追加。

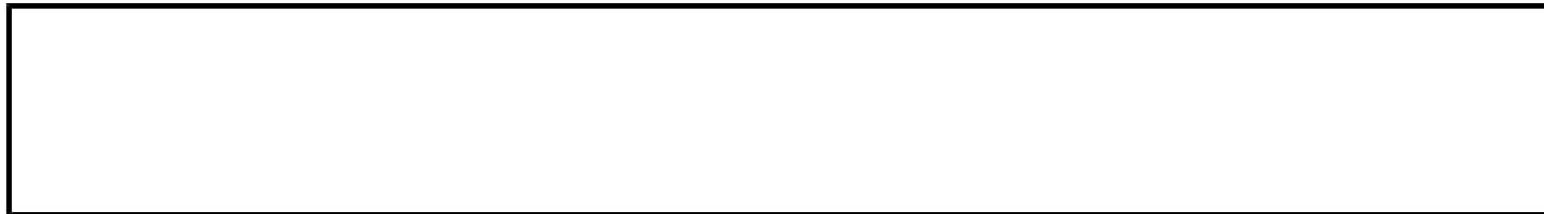
	変更後	変更前	ポイント
内容変更 (3項目)	食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例： <u>需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。）</u> 、 <u>フードバンクや福祉施設への提供</u> ）	食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための <u>仕入れ及び販売の方法の工夫</u> を行うこと	「仕入れ及び販売の方法」の部分 を削除することで、仕入れ及び販売に限らない食品の売れ残りを減少させるための工夫をすることとし、例を追加
	食品の調理の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと（例： <u>メニューの工夫</u> ）	食品の調理及び <u>食事の提供の過程</u> における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと	「食事の提供」の部分 を削除することで、食品の調理の過程のみの調理方法の改善を行うこととし、例を追加
	食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例： <u>提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと</u> ）	<u>食品の調理及び食事の提供の過程</u> における食べ残しを減少させるための <u>メニューの工夫</u> を行うこと	「食品の調理」及び「メニュー」の部分 を削除することで、食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫をメニューの工夫に限らないこととし、例を追加
新規追加 (1項目)	<u>フードチェーン全体での環境負荷を低減するため、サプライヤーに対して厳しい納品期限を課さないこと</u>	(新規追加)	食品流通の川下から川上に対して 厳しい納品期限を課さないこととする。 ※食品小売業が課す納品期限のみならず、食品製造業が原材料供給者に課す納品期限等も対象

(注) 下線は変更点

# 定期報告の報告内容の変更点（【表15】関連：④「情報提供の方法」を新設）

## ④【表15】「情報提供の方法」が新設され、提供方法等について記載が必要となります


表 15 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）第 10 条第 2 項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表 17 において「有」と記入する場合は除く。）にあつては、その理由）



### 【判断基準省令第10条第2項】

食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

表15の記載方法は、主に以下の3つの方法が考えられますが、判断基準省令において、食品廃棄物等の発生量等の情報提供が努力義務として規定されていることを踏まえれば、①又は②により対応いただくことが望ましいと考えます。

- 
- ①自社ウェブサイトでの公表等、独自の情報提供方法について【表15】に記載する  
→情報の提供の方法がインターネットによるものである場合は、そのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を記入する必要があります（定期報告省令備考13）
  - ②定期報告の内容（指定された一部）について、国が公表を行うことに同意する  
→表17「国が公表を行うことについての同意の有無」に「有」と記入してください
  - ③情報提供していない理由について【表15】に記載する  
→食品リサイクル法の省令に基づき、情報提供が努力義務となっているにもかかわらず、情報提供をしていない理由について記載してください。なお、理由が不明確な場合には、再度の提出をお願いすることがあります。

# 定期報告の公表方法の変更点（①公表対象の拡大、公表条件の変更）【変更前】

## 【国による定期報告の公表について】

※表番号は、変更後の定期報告様式のもの。

### （変更前）

〈公表対象項目〉事業者名、【表3】発生原単位、【表11】再生利用等実施率、【表15】先進的な取組内容  
 〈公表する条件〉以下の①～③の3つの要件を全て満たしている場合に、公表

食品リサイクル法に基づく定期報告において、

- ① 表3の食品廃棄物等の発生原単位（業種別）が、主務大臣が告示した業種別において定められている基準発生原単位を下回っている
- ② 表11の食品循環資源の再生利用等の実施率（業種別）が「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」により設定された食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食事業ごとの再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成している
- ③ 表17の国が公表を行うことについての同意の有無において、「有」と記載いただいている  
 （なお、①に基準発生原単位のない事業者は、②及び③の要件を満たした事業者を公表）

## 【参考：現在の公表スタイル】

### 食品リサイクル法に基づく業種別の基準発生原単位及び再生利用等実施率目標値を達成した事業者一覧

年度	平成28年度実績
業種	飲食店 食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く）

基準発生原単位 152kg/百万円  
 再生利用等実施率目標値 50%

No.	事業者名	発生原単位		再生利用等実施率 (%)	食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組
		密接な関係をもつ値の名称	発生原単位 単位		
1	株式会社アベックス	売上高	2.25641 kg/百万円	86.6	
2	株式会社名鉄グランドホテル	売上高	6.97211 kg/百万円	65.3	
3	株式会社レバスト	売上高	23.13293 kg/百万円	65.6	
4	株式会社さわやか	売上高	24.01006 kg/百万円	74.4	
5	チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社	売上高	35.11450 kg/百万円	62.1	
6	西洋フード・コンパスグループ株式会社	売上高	35.64888 kg/百万円	86.4	
7	東京エアポートレストラン株式会社	売上高	36.36040 kg/百万円	50.4	
8	藤田観光株式会社	料理収入	39.67222 kg/百万円	71.1	
9	ジェイアール東海フードサービス株式会社	売上高	44.35245 kg/百万円	77.8	
10	JR東日本東北総合サービス株式会社	売上高	45.58745 kg/百万円	51.0	
11	株式会社 名鉄百貨店	売上高	46.74327 kg/百万円	100.0	
12	株式会社NECライブックス	売上高	47.29372 kg/百万円	78.5	
13	株式会社 東京會館	売上高	48.31606 kg/百万円	66.3	
14	株式会社 アレフ	売上高	52.02032 kg/百万円	88.0	
15	康正産業株式会社	売上高	52.04980 kg/百万円	53.0	
16	元気寿司 株式会社	売上高	55.25582 kg/百万円	50.0	回転レーンに寿司を回さず、全てオーダー制で提供する店舗形態を拡大し、廃棄ロスを減らす。
17	株式会社 木曾路	売上高	59.67577 kg/百万円	58.3	愛知県大府市のオオブユニティ(株)が、メタンガス化発電施設稼働し、当社も27年10月から試験搬入を実施、継続して再生利用化を進めるべく取り組みしております。
18	株式会社 ニューオータニ九州	売上高	60.54280 kg/百万円	100.0	
19	株式会社 フライングガーデン	売上高	64.39468 kg/百万円	59.7	



# 定期報告の公表方法の変更点（①公表対象の拡大、公表条件の変更）【変更後】

## 【国による定期報告の公表について】

### （変更後）

#### 〈公表対象項目〉

事業者名、【表3】発生原単位、【表11】再生利用等実施率、【表15】先進的な取組内容に加え、新たに、【表14】判断の基準となるべき事項の遵守状況が公表の対象となります。

#### 〈公表する条件〉

【表17】国が公表を行うことについての同意の有無において、「有」と記載いただいていること

→【表3】発生原単位、【表11】再生利用等実施率の基準・目標の達成度合によらず、同意をいただいた場合に公表。

→なお、公表時には、同じ業種であっても、扱っている食品や製造方法等により、食品廃棄物等の発生量や、再生利用等のしやすさが異なることについて明示する予定です。

★令和2年3月に閣議決定された「食品ロス削減推進法」に基づく基本方針においても、事業者の取組の積極的な公表が期待されています。【表16】には、食品ロスを含めた食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の促進等のために実施した取組を積極的に記載してください。

※ これにより、食品関連事業者の再生利用等の取組の促進、自らの取組状況等の積極的な情報開示につなげ、投資家や融資先との持続的なビジネス展開につながっていくことが期待されます。

【表14】判断の基準となるべき事項の遵守状況（全49項目）→各項目について遵守状況（適／否／該当なし）を選択して回答

- ・食品循環資源の再生利用等の実施の原則（2項目）、
- ・食品循環資源の管理の基準（3項目）、
- ・食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準（3項目）、
- ・再生利用等に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品資源循環源の譲渡の基準（3項目）、
- ・情報の提供（2項目）、
- ・費用の低減（1項目）、
- ・教育訓練（1項目）、
- ・食品廃棄物等の発生の抑制（8項目）
- ・食品廃棄物等の収集又は運搬の基準（4項目）
- ・再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準（12項目）
- ・食品循環資源の熱回収（5項目）
- ・食品廃棄物等の減量（1項目）
- ・加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進（2項目）
- ・再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備（2項目）